

訴訟事例紹介

アセス原案の非開示処分の取消事 例

東海環状道関連情報非公開処分取消請求事件 [最高裁判決]

道路局道路交通管理課 千木良 敦之

はじめに

事案である。 状自動車道(関市~養老町)の計画策定に関する 平成一二年岐阜県条例第五六号による全部改正前 阜県情報公開条例(平成六年岐阜県条例第二二号。 けたため、原告ら本件非公開決定の取消を求めた 成一〇年一二月一日付けで公文書非公開決定を受 公文書の公開の請求をしたところ、同知事から平 のもの。) に基づき、岐阜県知事に対し、東海環 本件は、岐阜県の住民(一審原告ら)が、 旧岐

ことはできない」としている。 の事務事業に係る意思形成に支障が生ずるという 案前の案が公開されることになったとしても、そ 定されている」との条件を満たせば、「文書の成 書が公にされている」「技術的な文書で公表が予 が、本件では、「意思決定が終わって最終的な文 公開を認めた最高裁判決として初の事例である 本判決は、 検討段階の環境影響評価関係の文書

岐阜県が非開示の根拠としたのは、

全国の地方

同年一二月

H

被告

(岐阜県)

に

る。 という論調で示唆されるように、これにより、こ は早計」(毎日新聞平成一六年六月二九日夕刊 阪府の安威川ダム訴訟判決 三月)では「非公開」、地質調査結果をめぐる大 ある。もっとも、この「著しい支障」の判断につ 格・内容等に沿って判断された事例として紹介す が及ぶことはないものと考えるが、各文書の性 れまでの情報公開制度の解釈・運用に大きな影響 公開をめぐる鴨川ダムサイト訴訟判決(平成六年 しい支障が生じるおそれのあるもの」との規定で 公共団体の条例にも同様の規定が置かれ いては、最高裁でも京都府のダム候補地選定図の 「公開」と「一律開示の流れが固まったとするの 公開すると行政の意思形成を公正に行う上で著 (平成七年四月) では て r.

裁判の経過

平成一〇年 九月一七日 原告らによる情報 公開請求

よる全部非公開

決定

年 三月 日日 原告ら提訴

一月 九日 地裁 審判決 (岐阜

年

九月一三日 控訴審判決 名

一二年

古屋高裁

六月二九日 最高裁(第三小

法廷)

判決

主な争点

又は八号に該当する情報が記録されている文 本件公文書**-、 条例**2六条一 項 号、 七号

書に当たるか。

- **%** 1 東海環状自動車道(西回りルート)に関する公開条例施 協議に関する文書、要望書等(都計審及び公告縦覧資料 行から現在までの計画策定に関する資料、 は除く)のうち、次の①~②に掲げる文書 国・市町との
- 1 都市計画決定の公告縦覧に係る意見書
- 旨に対する被告の見解 に係る文書、資料(審議会に提出された意見書の要 第一二六回岐阜県都市計画地方審議会の協議事項
- 3 に対する被告の見解 わる文書、資料(協議会に提出された意見書の要旨 岐阜県都市計画地方審議会協議会の協議事項に係
- 4 価書の各成案前のもの る文書、資料 市~養老町)環境影響評価専門部会の協議事項に係 岐阜県都市計画地方審議会東海環状自動車道 (環境影響評価準備書及び環境影響評

報が記録されている公文書については、当該公文書に第六条 実施機関は、次の各号にいずれかに該当する情岐阜県情報公開条例(平成六年岐阜県条例第二二号)

係る公文書の公開をしないことができる。

- く。 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別する情報を除く。)であって、特定の個人を識別す
- 法令及び条例(以下「法令等」という。) の定めるところにより、何人でも閲覧することができるるところにより、何人でも閲覧することができる
- した情報として実施機関が作成し、又は取得
- 公務員(国家公務員法(昭和二二年法律第一二公務員(昭和二五年法律第二六一号)第二条に 規定する地方公務員をいう。)の職務の遂行に係る 規定する地方公務員をいう。)の職務の遂行に係る 情報に含まれる当該公務員の職名及び氏名に関す る情報(公開することにより、当該公務員及び地 る情報(公開することにより、当該公務員及び地 る情報(公開することにより、当該公務員及び地
- 二 法令等の規定に基づく許可、免許、届出等に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの。公開することが公益上必要であると認められるもの。
 て、県の機関内部若しくは機関相互又は県等との間で、県の機関内部若しくは機関相互又は県等との間における審議、協議、調査、試験、研究等に関し、実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公事務事業に係る意思形成に著しい支障が生ずると認事務事業に係る意思形成に著しい支障が生ずると認められるもの
- 採点基準その他県又は国等の事務事業に関する情報又は交渉の方針、入札の予定価格、試験の問題及び八 監査、検査、取締り等の計画及び実施要領、争訟

が生ずるおそれがあるものれらの事務事業の公正かつ円滑な執行に著しい支障れらの事務事業の公正かつ円滑な執行に著しい支障なは将来の同種の事務事業の目的が損われ、又はこであって、公開することにより、当該事務事業もし

三 裁判所(下級審)の判断

◇公文書①及び④の非公開処分は正当。◇公文書①及び④の非公開処分は違法。

1 公文書①(都市計画決定の公告縦覧に係る意

(1) 本件条例六条一項一号の該当性の有無について (1) 本件条例六条一項一号の該当性の有無について (知事案) についての住民及び利害関係人等の意見書であり、氏名の記載がないため提出者を特定できない二七二通を除いては、いずれも住所及び意見の内容等が記載されているのであるから、右二七二通を除いたその余の分は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るものとして、本件条例六条一項一号に該当する情報が記録されている公文書に当たる。

ことができる。

の権利の保護を目的とする本件条例六条一項一号利が侵害されない場合には、個人のプライバシーれ得る情報であっても、個人のプライバシーの権原告らは、特定の個人が識別され、又は識別さ

見書はいずれも同号に該当する文書であるという 関する情報で、特定の個人が識別され得るものを 状態、財産の状況、家族構成その他一切の個人に 名、住所、経歴、思想、信条、身体的特徴、健康 確にプライバシーと認められるものに限らず、 ら、一律的な結論を出すのが困難であるので、 であり、かつ、人によって考え方も異なることか 範囲は、プライバシーが個人の内心に関わる問題 ないと主張する。しかし、同号は、個人のプライ に該当する情報が記録されている公文書に当たら な趣旨からすると、 れる。そして、 公開しないことができると規定したものと考えら であるが、プライバシーの具体的な内容や保護の バシーを最大限に保護するために設けられたもの 本件条例六条 前記二七二通を除いた本件意 一項一号の右のよう 明

もっとも、右二七二通を除いた本件意見書については、氏名及び住所の記載を削除することにより、特定の個人が識別され得なくなるから、公文書の部分公開も考えられるところであるが、以下に述べるとおり、本件意見書は、本件条例六条一項八号に該当する情報が記録されている公文書に当たるので、同二七二通を含む本件意見書は、結当たるので、同二七二通を除いた本件意見書については検討を要しない。

ということができる。 住民らが本件都市計画事業に意見を反映させる一 らない の要旨を都市計画地方審議会に提出しなければな 地方審議会に付議しようとするときは、 項)、都道府県知事は、 見を提出することができ(都市計画法一七条二 された都市計画の案について、 の事務事業に関する情報が記録されている公文書 つの手段であり、 関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧に供 (2)本件条例六条一項八号の該当性の有無について (同法一八条二項) 本件条例六条一項八号所定の県 都市計画の案を都市計画 から、 都道府県知事に意 本件意見書は、 右意見書

号に規定する支障が生ずるおそれがあるか否かに ありのままに記載されているものもあることが十 に明らかにされた場合の配慮も全くない状態で、 根ざした個人的性格の強い主張等が、 は、右目的に沿うものとも考えられないではない。 限り意見書の内容を公開して議論を深めること 意の反映を目的の一つともしているから、できる 分に考えられるから、 ことを予定せず、 しかし、本件意見書には、 ついて検討するに、確かに、都市計画事業は、民 そして、本件意見書を公開することにより、 したがって、 これを公開した場合には、 住民らの地域的事情に 他の地域の住民ら 公開される 同

> 書の提出が減少し、その結果、都市計画決定権者 うすると本件意見書を公開することにより、 の提出を差し控える者が生ずるおそれがある。そ には、このような事態になることを恐れ、 りすることもあり得るところであり、 はその公正かつ円滑な執行に著しい支障が生ずる の反映という都市計画事業の目的が損なわれ、 が想定されるのであり、かくては、 Ļ である被控訴人において右住民等の真意を把握 た意見書を提出せず、あるいは、そのような意見 及び利害関係人がその思うところを自由に記載し の本件都市計画と同種の都市計画に関して、 誤解ないし反発をしたり、あるいは争いを生じた おそれがあるということができる。 これに適切に対処することが困難となる事態 かえって民意 住民らの 意見書 住民 今後 又

> > いうことができる。

報が記録されている公文書に当たる 全体として、 ため提出者を特定できない前記二七二通を含めて したがって、 本件条例六条一項八号に該当する情 本件意見書は、 氏名の記載がない

公文書② 資料 (審議会の協議事項に係る文書及び

2

計画法七七条一項により、 要旨に対する被告の見解である。審議会は、 当該文書は、主に審議会に提出された意見書の (1)本件条例六条一項七号の該当性の有無について 都市計画に関する事項 都市

は、

利害の相反する住民ら同士が、

右主張等を巡って

れた住民らの意見書の要旨及びこれに対する被告 を調査審議する目的で設置され、 形成過程に関する情報が記録されている公文書と 条例六条一項七号所定の県の事務事業に係る意思 告に答申がなされるのであり、 の見解を検討するなどした上、 審議会会長から被 本件文書は、 審議会に提出さ

るから、被告の最終意思決定との齟齬をとらえて 処置方針としてほぼ確定しているものと考えられ 民に誤解を与える可能性が大きいと主張する。 引用により、 過程の途上の案にすぎず、圧力団体の牽強付会な いて検討するに、被告は、本件文書は、 らかであるとはいえない。したがって、 ずるおそれが具体的に発生することが客観的に明 の都市計画事業に係る意思形成に著しい支障が生 ず、また、本件全証拠によっても、現在又は将来 県民に誤解を与える可能性が大きいとまではいえ た被告の見解は、住民らの意見書の要旨に対する 議の最終段階にあり、このような段階で提出され かし、審議会は、都市計画に関する事項の調査審 に規定する支障が生ずるおそれがあるか否かにつ されている公文書に当たらない。 そして、本件文書を公開することにより、 本件条例六条一項七号に該当する情報が記録 最終意思決定との齟齬をとらえて県 意思形成 本件文書 同号

(2)本件条例六条一項八号の該当性の有無について

録されている公文書であることは明らかである。条一項八号所定の県の事務事業に関する情報が記んに説示したとおり、本件文書が、本件条例六

が生ずるおそれが具体的に発生することが客観的 都市計画事業の公正かつ円滑な執行に著しい支障 が問題となり、都市計画事業に影響を生ずること しかも、本件全証拠によっても、現在又は将来の 公開を拒むべき理由とはなり得ないものである。 公正な運営によって解決されるべきものであり、 があり得るとしても、それは都市計画決定手続の 住民らの意見書の要旨に対する被告の見解の是非 の理由で公開が相当でないといい得るとしても、 ころ、住民らの意見書については、前記のとおり うことはむしろ右目的に沿うものと考えられると 限り、これらを公開して都市計画事業の是非を問 書の要旨及びこれに対する被告の見解を十分検討 本件文書については、これを公開することにより、 するなどして、都市計画事業に関する議論を深め るのであるから、審議会において、住民らの意見 ていくことは重要であり、特段の支障が生じない 市計画事業は民意の反映を目的の一つともしてい とになると主張する。しかし、前示のとおり、都 いて検討するに、被告は、 に規定する支障が生ずるおそれがあるか否かにつ 合には、審議会委員らに心理的な圧力を与えるこ そして、本件文書を公開することにより、同号 本件文書を公開した場

に明らかであるとはいえない。

したがって、

本件文書は、

本件条例六条一項八

たらない。

号に該当する情報が記録されている公文書にも当

公文書③(協議会の協議事項に係る文書及び

資料)

3

要旨に対する被告の見解である。当該文書は、主に協議会に提出された意見書の当該文書は、主に協議会に提出された意見書ののは、本件条例六条一項七号の該当性の有無について

ても、 の最終意思決定との齟齬をとらえて県民に誤解を のということはできないと考えられるから、 れた被告の見解は、もはや未成熟又は不確定なも 項の調査審議の最終段階にあるとはいえないとし に規定する支障が生ずるおそれがあるか否かにつ いるという段階にあり、このような段階で提示さ いて検討するに、協議会は、都市計画に関する事 る公文書ということができる。 に係る意思形成過程に関する情報が記録されてい 書は、本件条例六条一項七号所定の県の事務事業 関する調査審議がなされたのであるから、 先立ち、四回にわたり開催され、本件都市計画に そして、本件文書を公開することにより、 前記認定の事実によると、協議会は、 審議会での議決に向けて協議を充実させて 審議会に 本件文 被告 同号

件全証拠によっても、現在又は将来の都市計画事業に係る意思形成に著しい支障が生ずるおそれが具体的に発生することが客観的に明らかであるとはいえない。協議会が開催された経緯をみても、協議会は、本件都市計画の決定に際してその調査に分割して調査審議をすることとし、事務処理上に分割して調査審議をすることとし、事務処理上に分割して調査審議をすることとし、事務処理上に分割して調査審議をすることとし、事務処理上に分割して調査審議をすることとし、事務処理上に分割して調査審議をすることとし、事務処理上に分割して調査審議をする点では実質的に対したものであり、協議会と審議会は、被告の諮問したものであり、協議会と審議会は、被告の諮問の表非について

被告は、協議会は、審議の充実と自由な討論を 世保するため、議事録をとらない方針で開催されていたことに照らし、本件文書は公開になじまないと主張する。しかし、協議会の審議の元実を図るため、議事録をとらないという方針がとられるところであり、協議会に関する資料を事後的に公開することは重要であり、審議の非公開と公文計することは重要であり、審議の非公開と公文計することは重要であり、審議の主公開と公文制することは重要であり、審議の方針を事後的に公開することは重要であり、審議の方針を事後的に公開することは重要であり、審議の方針を事後的に公司が表示というべきである。

別異に解することは相当でない。

らない。 | | 大学に該当する情報が記録されている公文書に当た | ちに該当する情報が記録されている公文書に当た

与える可能性が大きいとまではいえず、また、本

録されている公文書であることは明らかである。条一項八号所定の県の事務事業に関する情報が記右に説示したとおり、本件文書が、本件条例六名(2)本件条例六条 - 項八号の該当性の有無について

事業の目的に沿うものと考えられるし、これを公 が生じない限り、これを公開することが都市計画 いて検討するに、 に規定する支障が生ずるおそれがあるか否かにつ 正かつ円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれが 拠によっても、 はできないというべきである。しかも、本件全証 るべきものであり、これを理由に公開を拒むこと 都市計画決定手続の公正な運営によって解決され に影響を生ずることがあり得るとしても、それは る被告の見解の是非が問題となり、 開することにより、住民らの意見書の要旨に対す 議事項に関する文書の場合と同様に、特段の支障 具体的に発生することが客観的に明らかであると そして、本件文書を公開することにより、 現在又は将来の都市計画事業の公 本件文書の公開は、 都市計画事業 審議会の協 同号

たらない。

一大のない。

に係る文書及び資料) 4 公文書④(環境影響評価専門部会の協議事項

(1) 本件条例六条 - 項七号の該当性の有無について(1) 本件条例六条 - 項七号の該当性の有無についての検討をしたのであるから、本件本件環境影響評価準備書及び本件環境影響評価書本件環境影響評価準備書及び本件環境影響評価書面書をしては、検討対象となった本件環境影響評価書価準備書及び本件環境影響評価書の各案が存在するものと推認される。

る。 は書及び本件環境影響評価書を作成する経過の中 で作成されるものであって、本件条例六条一項七 で作成されるものであって、本件条例六条一項七 で作成されるものであって、本件条例六条一項七 で作成されるものであって、本件策境影響評価準

に規定する支障が生ずるおそれがあるか否かに確定に規定する支障が生ずるおそれがあるか否かにつに規定する支障が生ずるおそれがあるか否かにつまた、専門部会の審議、協議及び調査等がなされまた、専門部会の審議、協議及び調査等がなされまた、専門部会の審議、協議及び調査等がなされる段階であり、このような段階にある本件文書はいまだ未成熟かつ不確定なものというべきであるから、これを公開すると、本件都市計画事業あるから、これを公開すると、本件都市計画事業あるから、これを公開すると、本件都市計画事業あるから、これを公開すると、本件都市計画事業あるから、これを公開すると、本件を関することにより、同号に規定することにより、同号に対している。

事業の審議等に係る意思形成に著しい支障が生じ 響評価書の各案が公開されることになれば、 るから、 もあって、正式に公表した数値等の当否をめぐっ る議論が錯綜するなどして(環境影響評価書に関 したものとの印象を県民に与えることが予想さ 業にも影響を及ぼしかねないところがあるから、 が終了しているから、これを公開しても著しい支 本件都市計画変更決定が既に告示され、意思形成 るおそれがあるということができる。控訴人は、 することはできない。)、現在又は将来の都市計画 り錯綜した紛議が生じるおそれがあることを否定 開することになって、そのことが原因となってよ 訴人が環境影響評価に関して検討中の数値等を公 て種々の論議が展開される例は少なくないのであ しては、その手法が十分に確立されていないこと おそれは、本件事務事業の信頼性や事後の同種事 障はない旨主張するが、右の無用な誤解や紛議の 右支障がないとはいえない。 無用な誤解を招き、 本件環境影響評価準備書及び本件環境影 本件都市計画事業に関す

号に該当する情報が記録されている公文書に当たしたがって、本件文書は、本件条例六条一項七

号に該当する情報が記録されている公文書に当た右のとおり、本件文書は、本件条例六条一項七2)本件条例六条一項八号の該当性の有無について

きるものと認められる。までもなく、被告は、これを公開しないことがでまから、同項八号の該当性の有無の点を判断する

四 最高裁の判断(平成一六年六月二九日)

◇公文書④の非公開処分は違法。

本件非公開決定がされた時点においては、本件環境影響評価書等の内容が確定し、これらが公にでれていたというのである。そうすると、公文書かれていたというのである。そうすると、公文書を公開することにより、当該事務事業に係る意思形成に支障が生ずる余地はない。

また、将来の同種の事務事業に係る意思形成に 等のような環境影響評価準備書や環境影響評価書 は、一定の技術的指針に従って作成される技術的 な性格を有する文書で、公表することが本来予定 されているものであり、その事務事業が決定され て意思形成が完了した後に上記各文書の成案前の 不意思形成が完了した後に上記各文書の成案前の をが公開されることになったとしても、その事務 事業に係る意思形成に支障が生ずるということは できない。

条一項七号所定の非公開情報が記録されているとに著しい支障が生ずるということはできないか六務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成務事業とは将来の同種の事務事業に係る意思形成

いうことはできない。

さらに、公文書④を公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が損なわれ、又はこれらの事務事業の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると認めるべき事情が存することにつき特に主張、立証のない本件においては、公文書④に本件条例六条一項八号所定の非公開情報が記録されているということもできない。

東却することとする。 東却することとする。 東却することとする。 東却することとする。 東却することとする。 東却することとする。 原判決のうち公文書④に関する部分を取り消すべきである。 原判決を取り消し、本件非公開決定のうち本件公文書に関する部分を取り消すべきである。 なお、その余の請求に関する上告(公文書①のまお、その余の請求に関する上告(公文書①のなお、その余の請求に関する上告(公文書①のなお、その余の請求に関する上告(公文書)ので、 東却することとする。

では略)のとおり判決する。
よって、裁判官全員一致の意見で、主文(本稿

治行わ 2004.0

57